学校・保育所等の設置者の方へ



「損害賠償災害報告書」による報告はお済みですか？

免責特約制度

学校・保育所等の管理下における児童生徒等の災害について設置者の賠償責任が発生した場合において、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）が災害共済給付を行うことにより、その価額の限度において設置者の賠償の責めを免れさせるものです。設置者は、JSCから支給を受けた額の範囲内で損害賠償の責めを免れることとなった場合、JSCへ「損害賠償災害報告書」により報告することとなっています。



教育委員会・学校法人等

学校・保育所等の管理下の災害について、

設置者に損害賠償責任が発生した

＼まずはお電話ください／

JSCへの報告の必要があるかもしれません。



担当課	担当地域	TEL
仙台給付課	北海道、青森県、岩手県	022-716-2107
	宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-716-2108
東京給付課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県	03-5410-9162
	東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県	03-5410-9163
名古屋給付課	福井県、愛知県、三重県	052-533-7822
	富山県、石川県、岐阜県、静岡県	052-533-7823
大阪給付課	大阪府、奈良県、和歌山県	06-6456-3602
	滋賀県、京都府、兵庫県	06-6456-3603
広島給付課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	082-511-2956
	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	082-511-2957
福岡給付課	福岡県、鹿児島県、沖縄県	092-738-8725
	佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県	092-738-8726